

学 生 諸 君

本学の紛争は、今春2月の学舎の一部封鎖いらい、しだいに各学部等に拡大し、すでに数カ月を経過しています。新学期に入っても、正規の授業開始のはこびに至らず、紛争解決の前途は多難といわざるをえません。このように大学の教育研究ならびに管理運営の機能が著しく阻害されている実情については、大学協議会として、その責任を痛感している次第です。

この間、協議会は改革問題への取組みと大学機能の正常化のために努力を重ねてきました。「大学問題についての経過」(3月23日付)「同その2」(4月8日付)およびいくたびかの声明において表明しましたように、大学各層にわたる構成員の討議を尊重し、その意思の集約をはかりつつ、問題解決の方途を検討してきました。協議会の基本方針は、改革問題を積極的に推進することを中核的課題としながら、それと並行しつつ大学全般の諸機能の回復と正常化をはかるということであって、この基本的姿勢はこれまで一貫して堅持してきたところであります。

いうまでもなく、大学改革は、大学構成員全体の意思を民主的な手続きをへて統一していかなければ、その成果をあげることはできません。その意味で、大学は、各構成員の意思が民主的に盛り上げるのを要望しつつ、さらに、大学改革準備委員会の発足とその進め方についての呼びかけをいたしました。一方、協議会では専門委員会である「大学問題特別委員会」に中教審答申や大学立法への批判をもふくめて改革草案の作成を委嘱しております。これは協議会としての当然の責任と義務だからであります。その内容は「大学の理念はいかにあるべきか」「大学の自治とはなにか」「教育研究体制はいかに改めるべきであるか」「大学意思決定機関とその組織の問題をどうするのか」「大学における学生の位置と権利」「学長、学部長等の選出をいかにすべきか」等々、すこぶる多岐にわたっています。ちかくその草案を諸君の前に提示して、徹底的な討議をはかっていただきたいと思います。と思っております。

ところで、大学改革を円滑に進めるためにも、大学機能の回復は、一日もゆるがせにできない緊要な課題であり、大学の社会的責務でもあります。大学機能の正常化と並行してこそ改革問題もまた進展し、その成果をあげうるものであります。そのためにも、協議会としては、次の諸点を学生諸君にぜひうったえたいと思うのであります。

第一には、学舎封鎖という異常な状況を一日も早く解決することであり、封鎖というものは、いかなる理由によっても行われているにしても、それが不法行為であり、大学の機能を麻痺させるものであることはいうまでもありません。それは大学の教育研究体制を阻み、管理運営を混乱させるばかりでなく、44年度予算による第二学生ホール、文科系研究室その他学舎建設などの新規事業を全くストップさせるという新しい事態をさえ生んでいます。このことは大学の環境整備をおくらせ、昨年度末の学生諸君らの熱意をも反映して切角に獲得された学生福利厚生施設などの予算増額の成果を無にすることにもなります。大学では、これまでいかなる種類であれ実力によって封鎖を解除するという方法はあくまでもこれを回避し、封鎖をしている一部の学生に対しては一貫して平和的手段による自主解除を要求し、かつこれをいくたびか警告してきました。いまでもこの方針に原則的な変更をしておりません。そのためにも、封鎖という不法行為の収束のために、全学生諸君の総意の結集を期待し、一日も早く封鎖を解除する方向に全力をあげていただきたいと思いますと要望する次第であります。

第二は、授業正常化の問題であります。協議会では、5月1日の掲示で、授業は条件の整ったところから逐次実施していく方針であるとの表明を行いました。これには次のような理由があります。第一に、多数の学生、とくに新入生諸君から正規の授業を開始すべきであるという当然の、かつ強い要求が出されていること、第二に正規の授業体制を整え、かつその一環として2月以来延期されている教養部学年試験の一部を行わないと、奨学資金貸与、進級、卒業などのスケジュールに大幅な齟齬が生じ、卒業不能、全学生の留年、ひいては大学の休校などの危惧さえ考えられるからであります。この点についても諸君らが良識ある判断のもとに行動されるよう切望して止まないものであります。

第三は、さいきん大学の内外において頻発している一部の学生による暴力的行為についてであります。すでに若干の学生は生命の危険にかかわるような被害を蒙っております。とくに5月29日から一週間余の連日にわたり一部の学生は文学部教官に対し、ほとんど監禁にひとしいような状況で無期限会見を強要し、なかには若干の教官に肉体的な暴行を働くなど、精神的、ならびに物理的暴力を加えております。これは重大な人権侵害ともいふべき暴挙であります。暴力行為は、いかなる形であれ、学生として、また人間として絶対に許すことのできない行為であります。それにもかかわらず一部の学生の間には、これを反省するどころかその暴力行為を正当化する風潮さえ見うけられます。このことは、理性の府というべき大学人として絶対に然許しえないところでありますが、それだけではなく、大学への警察権力の強制的介入を招く危険性をもつものであり、大学の自治を内部から崩壊させる惧れのあるものといわざるをえません。全学の学生諸君は、かかる暴力行為を学内から追放し、思想、言論、集会の自由を保障する運動に、勇気と決意をもって立上っていただきたいと思いますと熱望するものであります。

諸君は以上のような事情をよく諒承され、本学が直面している今日の情勢に理性的対処されることを切望して止まないものであります。

昭和44年6月6日